

平成二十六年六月十三日受領
答弁第一九七号

内閣衆質一八六第一九七号

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する再質問に対する答弁書
一から三まで及び八について

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調査委員会」という。）が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた中間報告書及び平成二十四年七月二十三日に取りまとめた最終報告書並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が同月五日に国会に提出した報告書は、御指摘の「吉田調書」を含め、関係者からのヒアリング結果とその他の資料との突合せや調査・検証による様々な事実確認を経て取りまとめられ、公表されたものと認識している。

田中原子力規制委員会委員長は、御指摘の「吉田調書」は読んでいないが、御指摘の「吉田調書」の内容も踏まえて取りまとめられたこれらの報告書の内容については把握しており、政府としては、これらの報告書の内容を踏まえ、適切に対応していくことが重要であると考えている。また、同委員長がお尋ねの「取材を受けた事実」の有無及び「吉田調書」を読んでいない旨答えたという事実」の有無については、平成二十六年五月二十一日の同委員長の定例記者会見において述べているとおりであり、その内容については、原子力規制委員会ホームページで公表している。

四について

お尋ねの答弁書は、内閣官房において起案し、内閣官房においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

五から七までについて

お尋ねについては、平成二十六年五月二十日付けの朝日新聞社の報道において同社が入手したとされている「聴取結果書」を保有しておらず、政府事故調査委員会による吉田昌郎氏からのヒアリング結果と同一のものであるか否かについて承知していないことから、お答えすることは困難である。